

ミニテスト一部内容改訂について

2024年10月30日

ハイテクノロジーコミュニケーションズ株式会社

2024年10月までのコンテンツとは、以下の箇所を変更いたしました。

パワハラ編_2013年9月			
設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
解説 1-3	パワハラとみなされる恐れがあります。 パワハラとみなされる可能性があります。	パワハラとなるおそれがあります。	表現を修正・統一しています。
選択肢 1-5	パワハラの可能性がある パワハラとまでは言えない	パワハラとなるおそれがある パワハラとまでは言えない	表現を修正・統一しています。
問題 3	ソリが合わない上司だったので、職場の同僚と一緒に無視している。	上司とは相性が悪いので、職場の同僚と一緒に無視している。	問題文の表現を修正しています。
問題 5	時間にいい加減な部下だけに、日報で「顧客とのアポイント時間」等を守ったかを報告させる。	時間にいい加減な部下だけに、日報で「顧客とのアポイント時間」を守ったかを報告させる。	問題・解説文を修正しています。 問題文は「等」を削除し、曖昧さをなくしました。 解説文は意味が通じやすくなるよう、細部を調整しました。
問題 5	勤務態度について、改めることに正当な理由があり、そのことを実現させるために該当者のみに課題を与えることは、適切な指導の範囲と考えられ、パワハラとまでは言えません。	勤務態度を改善する正当な理由がある場合、そのために該当する人のみに課題を与えることは、適切な指導の一環であると考えられ、パワハラとはいえません。	

セクハラ編_2013年10月

設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
選択肢 1-5	セクハラの可能性がある セクハラとまでは言えない	セクハラとなるおそれがある セクハラとまでは言えない	表現を修正・統一しています。
解説 2,5	セクハラの可能性があります。	セクハラとなるおそれがあります。	表現を修正・統一しています。
問題 2	他部署に気になる異性がいたので、1 回だけ デートに誘ったが断られた。	他部署に気になる異性があるので、昼休みに声 をかけてデートに誘ってみようと思う。	問題・解説文を修正しています。 問題文は旧版では何を問う内容か不明瞭だったため修 正し、その内容に合わせて解説文を調整しています。
解説 2	このような行為を 1 回だけ行っても、セクハラ とまでは言えません。ただし、その後も執拗に 誘うことで、相手が不快に感じた場合は、セク ハラとなる可能性があります。	このような行為を 1 度だけ行っても、セクハラとま では言えません。ただし、誘いを断られても、その 後も執拗に誘い続けるといった行為は、相手を不 快にさせ、セクハラとなるおそれがあります。	
問題 3	残業中に肩を揉んでくる同僚に対して、止める よう伝えたが、その後も肩を揉んでくる。	残業中に肩をもんでくる同僚に対して、やめるよう 伝えたが、その後も肩をもんでくる。	問題・解説文を修正しています。 問題文は漢字の読みによって別の状況に捉えられるお それがある箇所について修正を行い明確にしたほか、 解説文を微修正しています。
解説 3	相手の意志に反してまで、身体接触を伴う行 為は、セクハラとなる可能性があります。良か れと思ってやっていることが、相手に不快感を 与えている場合もありますので、注意しまし ょう。	相手の意志に反した身体的接触は、セクハラにな り得ます。よかれと思ってやっていることが相手に 不快感を与えている場合もありますので、注意し ましょう。	
問題 4	派遣社員に対して、日常的に性的な冗談を 伝えていたところ、その派遣社員が適応障害 を発症してしまった。	派遣社員に対して、日常的に性的な冗談を言っ ている。嫌がっている様子はないと思う。	問題・解説文を修正しています。 旧版の内容では適応障害になったことを理由にセクハ ラであると認められたといった誤解を生むおそれがあっ

セクハラ編_2013年10月			
設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
解説 4	性的な発言を、苦痛と感じる相手もいます。それが原因で適応障害を発症するまでに至ったと考えられますので、セクハラの可能性があり ます。	性的な発言は、話した相手やそれを聞いた周囲の人が苦痛に感じることがあります。 嫌がっていないように見えても、人間関係の悪化を気にして、拒絶できないだけかもしれません。それが原因で精神的に追い詰められ、休職、退職に至るおそれもあります。	たため、シチュエーションや解説文を修正しています。

SNS 編_2013年11月			
設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
問題 2	自分の勤務先について間違っ た情報が書いてあるSNSを見つけたので、すぐに反論の書き込みをした。 ×迅速に対応することが、会社の利益にもなるので問題ない ○反論の内容が適切であったとしても、勝手に 対応してはいけない	自分の勤務先について誤った情報が書いてあるSNSを見つけたので、すぐに反論の書き込みをした。 ×誤った情報の拡散を防ぐ行為で、問題はない ○勤務先に相談せずに反論をするのは問題がある	問題文・選択肢・解説文を修正しています。 問題文は誤字・表現の修正を行ったほか、選択肢はより内容を明確なものとする修正をしています。解説文は問題文に対する答えとして、より適した内容に修正しています。
解説 2	たとえ、あなたの主張が正しくても、それが感情的であったり威圧的なものであったりするとエスカレートし、クレームにつながります。もし、勤務先について間違っ たことが書かれているSNSを見つけたら、必ず広報部等の担当部署	誤った情報の拡散を防ぐことは必要なことです。しかし、すぐに反論すると、感情的、威圧的な文面になるおそれや、誤解を招き、新たな問題を引き起こすおそれがあります。 もし、勤務先について誤った情報が投稿されてい	

SNS 編_2013 年 11 月

設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
	に連絡してください。	るのを見つけたら、広報部等の担当部署に連絡してください。	
問題 3	投稿した記事に「いいね！」を押すよう、口頭で部下に強要した。 ×問題ない ○問題ある	プライベートの SNS で、自身の投稿に「もっと反応してほしい」と何度も部下にお願いした。 ×問題はない ○問題となるおそれがある	問題・選択肢・解説文を修正しています。 旧版では企業の公式 SNS、プライベートの SNS いずれにも読み取れる内容であったため、シチュエーションをより明確にする修正、解説内容の調整を行いました。
解説 3	このケースは、SNS に関係するハラスメントで、「ソーシャルメディア ハラスメント」となりえます。このような強要は、相手に心的負担を与える行為です。気を付けなければなりません。また、上司に「強要」の意識がなくても、上司から部下への依頼は、部下にとって強要と同じ場合がありますので注意しましょう。	上司が部下に、プライベートの SNS でのつながりを強要したり、反応を執拗に求めたりすることは、ハラスメントになり得ます。 たとえ上司に強要しているつもりはなくても、立場の弱い部下や後輩にとっては、ストレスや負担を感じることもあるため、注意しましょう。	
問題 5	居酒屋で同僚たちとお酒を飲んで、盛り上がっていたみんなの様子をスマートフォンで撮影した。面白い写真が撮れたので、みんなも喜ぶと思い、了解なしで SNS に投稿した。 ×気心の知れた同僚なので問題ない ○同僚でも問題ある	同僚と一緒に写っている写真を、特に同僚に許可は取らず、SNS に投稿した。 ×仲の良い同僚なら問題はない ○仲の良い同僚でも問題がある	問題・選択肢・解説文を修正しています。 問題文の要素を削りシンプルな内容とし、選択肢の表記を揃えました。また、解説文は、旧版では情報の悪用についてのみ触れておりましたが、同僚の感情やプライバシーへの配慮に関する内容を入れ、調整しています。
解説 5	他人の顔写真を無断で SNS に投稿してはいけません。顔写真や名前などの個人情報を安易に SNS に投稿してしまうと、情報が悪用され	人の顔写真を無断で SNS に投稿してはいけません。顔写真や名前などの個人情報が SNS に投稿され、人に見られることを、同僚は不快に感じるか	

SNS 編_2013 年 11 月			
設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
	<p>るなどの思わぬトラブルに遭う可能性があります。必ず投稿しても良いか否かを確認するようにしましょう。</p>	<p>もしれません。 さらには、情報が悪用されるなどの思わぬトラブルに遭うおそれもあります。必ず、投稿してもよいかどうかを事前に確認するようにしましょう。</p>	

情報管理編_2014 年 1 月			
設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
問題 1	<p>取引先の上場企業の役員から、「まだ公表はしていないが、この会社が近日中に、ある大企業グループの傘下に入る予定だ」と教えられた。この情報を基にして株式を売買した場合、インサイダー取引にあたる？</p> <p>○該当する可能性がある ×該当しない</p>	<p>上場企業の役員との打ち合わせで、「まだ公表はしていないが、近日中に、大手企業の○×社と合併する予定だ」という話を聞いた。ビッグニュースだと思い、その日の夜、家族に話した。×問題はない</p> <p>○問題がある ×問題はない</p>	<p>問題文・選択肢・解説文を修正しています。 旧版では「インサイダー取引に該当するか」を問う問題となっていました。が、「インサイダー情報を家族に話してもよいか」とし、より情報管理編のテーマに沿う内容に修正・調整しています。</p>
解説 1	<p>会社の合併や株式の分割といった、その会社の株価を大きく左右するような情報を「重要事実」と言います。重要事実を知った会社関係者だけでなく、その会社関係者から情報の伝達を受けた人も、それが公表されるまでは、絶対に株式の取引などを行ってはいけません。</p>	<p>会社の合併や株式の分割といった、会社の株価に重要な影響を与える情報を「重要事実」といいます。重要事実は、公表されるまで第三者に話してはいけません。未公表の重要事実を知った人が株式の売買を行えば、インサイダー取引となるおそれがあります。</p>	

個人情報管理編_2014年2月			
設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
問題 3	<p>業務中にパソコンを操作していたところ、ウイルスに感染した旨のメッセージが表示された。初動対応として適切なのはどちら？</p> <p>× 急いで情報システム部に報告する</p> <p>○ パソコンのネットワークを切断する(LAN ケーブルを抜く、無線 LAN を OFF にするなど)</p>	<p>業務中にパソコンを操作していたところ、ウイルスに感染した旨のメッセージが表示された。最初に行う対応として適切なのはどちら？</p> <p>× 上司や情報システムの担当者に報告する</p> <p>○ パソコンをネットワークから切断する</p>	<p>問題文・選択肢・解説文を修正しています。</p> <p>問題と選択肢の内容をより簡潔にし、解説を調整のうえ、補足の文章を追加しています。</p>
解説 3	<p>まずはパソコンを、社内外のネットワークから切断してください。ネットワークに繋がったままでは、二次被害・ウイルス拡散・情報漏えいの危険性が時間とともに高くなります。</p> <p>上記の対処の後、すみやかに上長や情報システム部門に報告しましょう。</p>	<p>LAN ケーブルを抜く、Wi-Fi 接続を切るなどして、まずはパソコンをネットワークから切断してください。ネットワークに繋がったままでは、情報の漏えいやウイルスの拡散など、二次被害の危険性が時間の経過とともに高くなります。</p> <p>上記の対応の後、すみやかに上司や情報システムの担当部門などに報告しましょう。</p>	

著作権(知的財産)編_2014年3月			
設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
問題 2	<p>自社の事業に関係の深いニュースを共有するために、新聞記事の切り抜きをコピーして配付した。</p> <p>○ 購入している新聞のコピーでも、新聞社の</p>	<p>業務に関連する記事を共有するために、購読している新聞の切り抜きをコピーして配付した。</p> <p>○ 購読している新聞のコピーでも、新聞社の許可が必要</p>	<p>問題文・選択肢・解説文を修正しています。</p> <p>改訂版では、全体的に文章が明確になるよう調整を行っています。</p>

著作権(知的財産)編_2014年3月

設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
	許可が必要 × 事実関係を伝える報道情報に著作権はないので、問題ない	× 事実を伝える新聞記事に著作権はないので、問題はない	
解説 2	報道情報にも、文章の構成や表現方法など創作性が認められる部分があるため、著作権は発生します。新聞記事のコピーに関しては、新聞社の許諾を得ることや、日本複製権センターとの契約等、所定の要件を満たしている場合に限り認められています。	新聞記事には、文章の構成や表現方法などに創作性がある場合、著作権が発生します。 新聞記事のコピーを業務で使用する際は、新聞社の許諾を得る、日本複製権センターと契約を結ぶなど、所定の要件を満たす必要があります。	
問題 3	担当する仕事のために買った書籍をコピーしたい。自分用のみで、他の人にコピーして配付するわけではない。 × 自分用なら私的利用の複製なので、問題ない ○ 業務での利用は私的利用ではないので、問題となる	個人所有の書籍から数ページをコピーして、自分だけが使う業務資料にした。 × 私的利用の範囲なので問題はない ○ 私的利用とならず、問題がある	問題文・選択肢・解説文を修正しています。 旧版の問題文は私的利用となるかが曖昧でした。 このため、改訂版では、私的利用とならないことが明確になるようにした問題・解説文としています。
解説 3	一人分であっても、業務で使用する場合は私的利用にはあたりません。書籍をコピーする際や、データとして複製する際は、必ず著作者や出版社の許諾を得ましょう。	著作物のコピーは、私的利用の場合には認められています。 しかし、業務で使用する場合は、自分だけが使用するコピーであっても、私的利用となりません。 業務で書籍をコピーしたり、スキャンして PDF などの電子データに変換したりする際は、必ず著作者や出版社から許諾を得る必要があります。	

著作権(知的財産)編_2014年3月

設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
解説 4	日本では、著作物を創作した時点で著作権が発生し、申請や公表など特別な手続きなどは必要なく、著作権法で保護されます。	日本では、著作物を創作した時点で著作権が発生し、申請や公表など特別な手続きなどは必要なく、著作権法で保護されます。 また、ポツにしたものでも業務で作成したものは、特段の定めがない限り、作成した時点の勤務先の「職務著作」として扱われ、その勤務先に著作権は帰属します。	解説文を修正しています。 業務で作成した著作物は、特段の定めがない限り、作成した時点の勤務先の「職務著作」として扱われ、その勤務先に著作権は帰属することを追記しました。
問題 5	商品開発会議で「日本庭園をイメージした Web サイトの企画を進めたい」という発言をした。数週間後、ライバルの同僚がそのアイデアを横取りして企画書にまとめた。 × 著作権の侵害にあたる ○ 著作権の侵害にあたらぬ	職場の仲間との飲み会で「日本庭園をイメージした Web サイトの企画を構想している」と発言した。数週間後、飲み会の場にいた同僚がそのアイデアを横取りして企画書にまとめた。 × 著作権の侵害にあたる ○ 著作権の侵害にあたらぬ	問題・解説文を修正しています。 旧版の問題文は「アイデア」が個人の発案であって著作物となっていないものなのか、個人の発案ではあるがすでに著作物となっているかが曖昧でした。 改訂版では、業務上の著作物ではなくアイデアであることが明確になるようにした問題・解説文としています。
解説 5	思想や感情を創作的に表現したものが著作物として保護されます。単なるアイデアの段階では「表現」されていないので、著作権は発生しません。	思想や感情を創作的に表現したものが著作物として保護されます。 単なるアイデアを頭の中で構想している段階で他人にしゃべったり、ブログで公開したりしてもアイデアを具体化したものが存在しないので著作権は発生しません。	

社会人基礎編_2014年5月

設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
問題 1	業務命令に納得できず、むしゃくしゃしたので、その日の帰宅途中に、SNSに勤務先の悪口を書き込んだ。 ○問題となる可能性がある ×匿名で、社名を伏せていれば、問題ない	仕事で嫌なことがあり、むしゃくしゃしたので、匿名で社名を伏せて、SNSに勤務先の悪口を書き込んだ。 ○問題となるおそれがある ×問題となることはない	問題文・選択肢・解説文を修正しています。 問題文・選択肢は内容を調整しました。解説文は、企業名が特定されることを追記しました。
解説 1	勤務先の悪口を多くの人が見るネット上に書き込むことは、社会人として許されません。何か問題がある場合は、上司や会社内の担当部署、あるいは外部の相談窓口などを利用しましょう。 ネットは便利な一方で、こうした話題にすぐに飛びつく人も多くなります。特に SNS は一瞬にして話題が広まります。個人として勤務先のことを投稿しないようにしましょう。	不満があっても、勤務先の悪口を多くの人が見るネット上に書き込むことは、従業員として行うべきではありません。 特に SNS は一瞬にして話題が広まります。 匿名の投稿、社名を伏せた投稿であっても情報を組み合わせて特定されるおそれがあります。 業務について悩んだら、SNS に投稿するのではなく、上司や会社内の担当部署に相談してください。	
問題 2	取引先企業の担当者(異性)から、「発注してあげるから食事に行こうよ」と言われた。 ×社会人として、取引先の要求は全て飲むべき ○理不尽な要求は断るべき	取引先企業の担当者から、「発注してあげるから食事に行こうよ」と言われた。 ×社会人として、取引先の要求はすべて飲むべき ○理不尽な要求は断るべき	問題文・解説文を修正しています。 問題文は性別に関わらず起こりうることのため、(異性)を削除し、解説文を調整しています。
解説 2	社会人として、お客様や取引先とは真摯に接するべきです。しかし、理不尽な要求、恫喝や暴力、いじめをされた場合等は、一人で抱え	お客様や取引先の要望には寄り添い、丁寧に接するべきです。しかし、理不尽な要求、どう喝や暴力、いじめをされた場合等は、一人で抱え込んで	

社会人基礎編_2014年5月

設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
	<p>込んではいけません。</p> <p>断りにくい場合は、上司やコンプライアンス部門に連絡してください。</p>	<p>はいけません。</p> <p>断りにくい場合は、上司やコンプライアンス部門に連絡してください。</p>	
問題 3	<p>休日に喫茶店で学生時代の友人に会った。近況報告として、お互いの具体的な業務内容や、取引先とのやりとりの話をした。</p> <p>×プライベートな時間で、信頼のおける相手ならば問題ない</p> <p>○外部の人に具体的な業務内容を話してはいけない</p>	<p>休日に喫茶店で学生時代の友人に会った。近況報告として、取引先とのやりとりや発表前の新製品についてなど、お互いの具体的な業務内容に関する話をした。</p> <p>×信頼できる相手ならば問題はない</p> <p>○具体的な業務内容を外部の人に話すのは問題がある</p>	<p>問題文・選択肢・解説文を修正しています。</p> <p>問題文に「お互いの具体的な業務内容」の例示を加え、解説文の表現を修正しました。</p>
解説 3	<p>具体的な業務内容や取引先とのやりとりなどを友人に話したくなるのもわかります。しかし、会社で知った仕事に関わる具体的な情報を社外の人に話してはいけません。</p> <p>些細なことと思えるものでも、社外に伝わると大きな問題になることがあります。</p>	<p>自分が関わっている業務の具体的な内容について親しい友人に話したくなることもあるかもしれませんが、</p> <p>しかし、会社で知った仕事に関わる具体的な情報を社外の人に話してはいけません。</p> <p>ささいなことと思えるものでも、社外に伝わると大きな問題になることがあります。</p>	
問題 4	<p>顧客情報のデータ入力作業を引き受けたが、入力件数が多く勤務時間中に終わらなかった。しかたなく、自宅に持ち帰って作業をした。</p> <p>×問題ない</p> <p>○問題となる</p>	<p>顧客情報のデータ入力作業を引き受けたが、入力件数が多く勤務時間中に終わらなかった。しかたなく、上司に隠れて自宅に持ち帰って作業をした。</p> <p>×問題はない</p>	<p>問題文・選択肢・解説文を修正しています。</p> <p>問題文は「上司に隠れて」を追加し、シチュエーションを明確化し、選択肢と解説文を微調整しました。</p>

社会人基礎編_2014年5月			
設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
		○問題がある	
解説 4	顧客名簿のような個人情報や会社の機密情報に関わる情報を、会社で管理できない場所に無断で持ち出すことは、厳禁です。 もし、作業が勤務時間内に終わらないときは、作業を社内で終わらせる方法を上司に相談して、指示を受けてください。	顧客名簿のような個人情報や、会社の機密情報を、会社で管理できない場所に無断で持ち出すことは、厳禁です。 もし、作業が勤務時間内に終わらないときは、作業を社内で終わらせる方法を上司に相談して、指示を受けてください。	
解説 5	休日ならば何をしても自由というわけではありません。副業は、就業規則で禁止されている場合があります。 副業がしたい場合には、必ず会社に確認し、許可をとってから始めましょう。	休日ならば何をしても自由というわけではありません。副業に関するルールは会社によって様々です。 副業がしたい場合には、必ず会社に確認し、許可をとってから始めましょう。	解説文の表現を一部修正しています。

インサイダー取引編_2014年8月			
設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
問題 1	知人から「昨日、東証のサイトに載ったけど、うちの会社、今期は業績が悪くて…」と聞いたので、その知人の会社の株を売った。 ×インサイダー取引となる ○インサイダー取引ではない	知人から「うちの会社の株、持ってるよね。急いで東京証券取引所のサイトを見て！」と連絡がきた。確認したところ、知人の会社の業績予想の下方修正が発表されていたので、急いで株を売却した。 ×インサイダー取引となる	問題文・解説文を修正しています。 問題文を、インサイダー取引であることが明確となるような設定に変更しました。解説文は、重要事実の公表について、より具体的な説明に変更しました。

インサイダー取引編_2014年8月

設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
		○インサイダー取引ではない	
解説 1	証券取引所などで既に公表された情報を基に株式の売買を行うことは、インサイダー取引には該当しません。	既に公表された重要事実を基に株式の売買を行うことは、インサイダー取引には該当しません。重要事実が、「東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービス(TDnet)で公開された」「2つ以上の報道機関に公開されてから 12 時間以上経過している」などの場合は、公表と認められます。	
問題 2	得意先の部長から、発表前の情報として、大手の A 社と業務提携する話を聞いた。ちょうど A 社の株を買おうと考えていたが、どうすればいい？ ×発表前に A 社の株を売買しても問題ない ○話を聞いたのだから、発表まで A 社の株の売買を控えるべき	得意先の部長から、発表前の情報として、大手の A 社と業務提携する話を聞いた。ちょうど明日に A 社の株を購入する予定だったが、どうすればいい？ ×予定通り A 社の株を売買しても問題ない ○発表まで A 社の株の売買を控えるべき	問題文・選択肢・解説文を修正しています。問題文の時期を明確にし、選択肢の文章を、問題文にあわせて変更しました。解説文にも問題文の設定をもとに調整しました。
解説 2	その会社の株価に重要な影響を与える情報を「重要事実」といいます。その重要事実が公表される前に、特定の株の売買を行うことは、場合によっては、インサイダー取引となる可能性があります。公表前の重要事実を聞いてしまった場合は、その会社の株の売買は控えましょう。	その会社の株価に重要な影響を与える情報を「重要事実」といいます。業務提携の話は、重要事実 に該当する可能性があります。 そのため、重要事実が公表される前に、A 社の株の売買を行うことは、インサイダー取引となるおそれがあります。 公表前の重要事実を聞いてしまった場合は、その	

インサイダー取引編_2014年8月

設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
		会社の株の売買は控えましょう。	
問題 3	<p>自社株を買いたかったため、社内規程に従って、会社に申請をしたところ、許可されなかった。しかたがないので、知人に自社株の売買を依頼した。</p> <p>○問題がある ×問題はない</p>	<p>近々、新製品の発表が行われ、発表後は自社の株価が上がることが予想される。社内のルールで、自社株の売買が禁止されている期間であったため、知人に事情を説明して自社株の購入を依頼した。</p> <p>○問題がある ×問題はない</p>	<p>問題文・解説文を修正しています。</p> <p>問題文を、インサイダー取引であることが明確となるような設定に変更しました。解説文は問題文にあわせて全体を修正しました。</p>
解説 3	<p>申請が許可されなかったのは、インサイダー取引に該当する可能性がある等の理由が考えられます。申請の結果に従わず、知人に自社株の売買を依頼することは、仮にインサイダー取引に該当しない場合であっても、社内規程違反となります。絶対に止めましょう。</p>	<p>未公表の重要事実を知人に伝え、自社株の売買を依頼し、知人が株取引を行えば、インサイダー取引となるおそれがあります。</p> <p>従業員が自社株の売買でインサイダー取引をすることがないように社内規定で様々なルールが定められています。</p> <p>自社株の売買については、必ず社内規定を確認し、これに従ってください。</p>	
問題 4	<p>家庭の事情で、A社を退職した。A社に関する未公表の重要事実は一切知らないのに、在籍中に買ったA社の株を売ろうと考えている。</p> <p>×問題がある ○問題はない</p>	<p>A社を半年前に退職した。A社に関する未公表の重要事実は一切知らないのに、在籍中に買ったA社の株を売ろうと考えている。</p> <p>×問題がある ○問題はない</p>	<p>問題文を修正し、退職した時期を追記しました。</p>

景品表示法編_2014年10月

設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
問題 1	<p>商店街の店舗が共同で、歳末福引きセールを実施することになった。豪華景品を目玉にして集客するため、1等の景品は40万円相当の海外旅行にしよう検討している。</p> <p>○問題がある ×問題ではない</p>	<p>商店街の店舗が共同で、歳末福引セールを実施することになった。豪華景品を目玉にして集客するため、1等の景品は40万円相当の海外旅行にしよう検討している。</p> <p>○問題がある ×問題はない</p>	<p>選択肢・解説文を修正しています。</p> <p>選択肢、解説文ともに細部の文章表現を調整しています。</p>
解説 1	<p>景品表示法では、過大な景品類の提供を禁止しており、懸賞の種類(共同懸賞・一般懸賞)によって最高限度額や総額限度額が規定されています。この歳末福引セールは共同懸賞に該当し、共同懸賞の最高限度額は30万円と定められています。</p>	<p>景品表示法では、過大な景品類の提供を禁止しており、懸賞の種類(共同懸賞・一般懸賞)によって最高限度額や総額限度額が規定されています。歳末福引セールなど、複数の事業者が共同して行う懸賞は共同懸賞に該当します。共同懸賞の最高限度額は30万円と定められています。</p>	
問題 2	<p>化粧品の広告ポスターの制作において、モデルがより美しく見えるように、足を細く修整した写真を使用した。</p> <p>×問題がある ○問題ではない</p>	<p>アクセサリーの広告ポスターの制作において、アクセサリーが映えるように、許可を取ってモデルの髪型や髪色を修正した写真を使用した。</p> <p>×問題がある ○問題はない</p>	<p>問題文・選択肢・解説文を修正しています。</p> <p>旧版の問題文は、決まった体型を美しさの基準としているように捉えられるような表現があったため修正し、あわせて解説文を調整しています。</p>
解説 2	<p>実際のものよりも効果があるかのように見せかける広告を誇大広告といいます。例えばダイエット商品の広告で、モデルが実物よりもスマート</p>	<p>商品やサービスの内容・価格などが、実際のものより優良または有利であると誤認させる広告を誇大広告といいます。</p>	

景品表示法編_2014年10月

設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
	<p>になった写真を使用した場合、優良誤認表示として規制の対象となる可能性があります。</p> <p>今回のケースでは、消費者が化粧品に足が細くなる効果を期待することは考えにくいので、モデルの足を細くした写真を使用しても、優良誤認表示の規制対象にはならないと考えられます。</p>	<p>例えば、不動産広告で物件のサイズが実際よりも広く見えるように加工することは、優良誤認表示として規制の対象となるおそれがあります。</p> <p>今回のケースは、アクセサリーの品質を誤認させるような加工ではないため、規制対象にはならないと考えられます。</p>	
問題 3	<p>ある商品がなかなか売れないので、販売価格を 20%OFF することにした。さらにお得感を出すために、「通常販売価格の 50%OFF」の POP 広告を付けて売るつもりだ。</p> <p>○問題がある ×問題ではない</p>	<p>ある商品がなかなか売れないので、販売価格を 20%OFF することにした。さらにお得感を出すために、「通常販売価格の 50%OFF」の POP 広告を付けて売るつもりだ。</p> <p>○問題がある ×問題はない</p>	<p>選択肢・解説文を修正しています。</p> <p>選択肢を調整し、解説文は、「比較対照」と「比較対象」が混在しておりましたので、「比較対照」に統一しました。</p>
解説 3	<p>販売価格とは別に、参考となる別の価格(比較対照価格)を同時に表示することを二重価格表示といいます。二重価格表示は、販売価格が実際以上に安くなっているという誤解を消費者に与える可能性があります。比較対象価格が「最近相当期間にわたって販売されていた価格」なら問題はありますが、比較対照価格が根拠のないものや不合理なものだと、有利誤認として問題となります。</p>	<p>販売価格とは別に、参考となる別の価格(比較対照価格)を同時に表示することを二重価格表示といいます。二重価格表示は、販売価格が実際以上に安くなっているという誤解を消費者に与える可能性があります。比較対照価格が「最近相当期間にわたって販売されていた価格」なら問題はありますが、比較対照価格が根拠のないものや不合理なものだと、有利誤認として問題となります。</p>	

景品表示法編_2014年10月

設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
	※「最近相当期間にわたって販売されていた価格」か否かの判断基準は、複数あります。詳細は、消費者庁のホームページでご確認ください。	※「最近相当期間にわたって販売されていた価格」か否かの判断基準は、複数あります。詳細は、消費者庁のホームページでご確認ください。	
問題 4	製品の開発段階で予定していたスペック(性能)が制作過程で変更され、販売に至った。社内の連絡ミスで、ホームページ上には開発段階のスペック(性能)のまま掲載されていた。意図的ではないので違反にはならないと思うが… ○問題となる可能性がある ×問題ない	新製品が発売されてから3か月。ホームページに掲載されている製品スペック(性能)が、実際のものよりも良く記載されていたことに気づき、すぐに修正した。誤情報が掲載されたのは短期間のため、訂正の発表はしなかった。 ○問題となるおそれがある ×問題はない	問題文・選択肢・解説文を修正しています。問題文のシチュエーションの明確化と選択肢、解説文の表現を調整しました。
解説 4	商品やサービスの品質を実際よりも優れていると偽って宣伝する行為は、意図的ではなく過失であっても、優良誤認表示に該当する可能性があり、違反行為が認められると、行政処分を受けることとなります。製品やサービスの情報を公表する場合は、情報が正確であることを十分にチェックしましょう。	商品やサービスの品質を実際よりも優れていると誤解させるような宣伝は、意図的ではなく過失であっても、景品表示法で禁止されている優良誤認表示に該当するおそれがあります。製品やサービスの情報を公表する場合は、情報が正確であることを十分にチェックしましょう。	
問題 5	自社の健康器具は、自ら使用して肩こりが軽減されるのを実感している。効果・効能としては認められていないが、無料体験会場では、	自社の健康器具は、自ら使用して肩こりが軽減されるのを実感している。無料体験会場では、商品説明のパンフレットを渡しながら、「パンフレットには	問題文・解説文を修正しています。問題文のシチュエーションの明確化と選択肢、解説文の表現を調整しました。

景品表示法編_2014年10月			
設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
	<p>セールストークとして「ここだけの話ですが、この器具は肩こりにも効きますよ。」とお勧めしている。</p> <p>×口頭説明なので問題はない</p> <p>○口頭説明であっても問題がある</p>	<p>載せていませんが、実は、肩こりにも効くんですよ」とお客様にお勧めしている。</p> <p>×口頭説明なので問題はない</p> <p>○口頭説明であっても問題がある</p>	
解説 5	<p>セールストークなどの口頭説明も景品表示法の「表示」として、規制対象になります。実際には無い効果・効能等を口頭で説明し、誇大に売り込む行為は、景品表示法違反となる可能性があるため、絶対に止めましょう。</p> <p>また、「ここだけの話」と前置きしたとしても、情報は拡散し、大きな問題となることを認識しましょう。</p>	<p>セールストークなどの口頭説明も景品表示法の「表示」として、規制対象になります。根拠が示されていない効果・効能等を口頭で説明することは、景品表示法違反となるおそれがあるため、絶対にやめましょう。</p> <p>たとえ、「ここだけの話」と前置きしたとしても、情報は拡散し、大きな問題となることを認識しましょう。</p>	

相談窓口編_2015年1月			
設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
問題 1	<p>同僚に貸したお金がなかなか返ってこない。本人に返して欲しい旨を伝えているが、「出世払いで…」と先延ばしされている。職場で解決できない問題なので、相談窓口に通報しようと考えている。</p> <p>×正しい</p>	<p>同僚に貸したお金がなかなか返ってこない。本人に返してほしい旨を伝えているが、その度にごまかされ、先延ばしされている。悩んでいるので、相談窓口に通報しようと考えている。</p> <p>×正しい</p> <p>○間違い</p>	<p>問題文・解説文を微調整しています。</p>

相談窓口編_2015年1月

設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
	○間違い		
解説 1	相談窓口は、コンプライアンス違反や不祥事を防止・是正し、会社を健全に運営するための制度です。私的なもめ事のために利用してはいけません。	相談窓口は、コンプライアンス違反や不祥事を防止・是正し、会社を健全に運営するための制度です。私的なもめ事の解決のために利用するのはやめましょう。	
問題 2	委託先から「個人情報を紛失したかもしれない」との報告があった。上司に相談したところ、「内密に調査しろ。これは業務命令だ。」と言われた。 ○相談窓口に連絡する ×業務命令に従い、内密に調査する	「預かっている個人情報を紛失したかもしれない」と委託先から連絡があった。上司に相談したところ、「詳細がわかるまで、ここだけの話にしろ」と命令された。 ○相談窓口に連絡する ×上司の命令に従う	問題文と選択肢を微調整しています。
問題 4	取引先の担当者から、「ここだけの話だけど、前任の A さんには、キックバックしていた。」と伝えられた。A さんは既に退職し、現在、キックバックは行われていない。 ○相談窓口か上司に報告する ×過去の話と割り切る	取引先の担当者から、「ここだけの話だけど、前任の A さんには、キックバックとして謝礼金を渡していた」と伝えられた。事実だとすると社内規程に反する行為だが、A さんは既に退職しており、現在、キックバックは行われていない。 ○相談窓口か上司に報告する ×過去の話であるため、報告しない	問題文・選択肢・解説文を修正しています。 問題分と選択肢はシチュエーションを明確にする修正を行い、解説文は表現を微調整しました。
解説 4	既に是正されていたとしても、過去の不正行為が明らかになった場合は、相談窓口か上司に報告してください。もっと大きな不正が隠さ	既に改善されていたとしても、過去の不正行為が明らかになった場合は、相談窓口か上司に報告してください。もっと大きな不正が隠されていること	

相談窓口編_2015年1月			
設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
	れていることや、過去の不正事実が原因となり、取引先とのトラブルや自社の不祥事に発展するなどの可能性もあります。	や、過去の不正事実が原因となり、取引先とのトラブルや自社の不祥事に発展するなどのおそれもあります。	

情報管理編(その2)_2015年2月			
設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
問題 1	商談で大手企業との取引実績をアピールしようと考えている。どちらが正しい？ ×取引実績のみであれば、特に問題はない ○取引実績を伝えてはいけない場合がある	商談で大手企業の社名を出して、取引実績をアピールしようと考えている。どちらが正しい？ ×取引実績のみなら、伝えても特に問題はない ○取引実績を伝えてはいけない場合がある	問題文・選択肢・解説文を修正しています。 旧版では具体的な社名を出しているかどうか不明瞭であったため、修正しています。また解説は、取り決めがなくとも問題があるケースを想定して、調整しています。
解説 1	取引先からの要請で、取引があること自体を機密にしている場合もあるため、注意が必要です。自社のホームページや会社案内等で公表されている取引実績であれば、問題ありませんが、そうでない場合は、上司に確認しましょう。(個人の判断で取引先名を公表すると、取引先からクレームを受ける等のトラブルに発展する場合があります。)	取引先によっては、取引があること自体を秘密にしている場合もあるため、注意が必要です。すでに公表されている取引実績であれば問題ありませんが、そうでない場合は、必ず上司に確認しましょう。確認せず、自己判断で取引先名を公表すると、トラブルに発展するおそれがあります。	

反社会的勢力への対応編_2015年6月

設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
問題 1	<p>人には言いづらいプライベートで起きた事が原因で、反社会的勢力から便宜を図るよう要求され悩んでいる。社内での評価や立場は気になるが、勇気を出して内部通報窓口にご相談した。</p> <p>×プライベートな事柄なのでその必要はない</p> <p>○正しい対処方法である</p>	<p>個人的な事情でトラブルに巻き込まれ、反社会的勢力から便宜を図るよう要求されて悩んでいた。会社には知られたくない事情だったが、意を決して会社の内部通報窓口にご相談した。</p> <p>×間違った行動</p> <p>○正しい行動</p>	<p>問題文・選択肢・解説文を修正しています。</p> <p>従業員として、個人的に反社会的勢力と関係を持つことによる周囲や会社への影響を伝えるため、表現を調整しています。</p>
解説 1	<p>弱みにつけこまれて、反社会的勢力から利益供与や金品を要求されたとしても、やはり合法的に解決を図ることが、結局は一番確実な解決方法です。</p> <p>反社会的勢力の要求に応じると、抜け出すことができなくなる場合があります。安易に解決しようとせず、勇気をもって上司や内部通報窓口にご相談してください。</p>	<p>反社会的勢力からの要求に一度でも応じれば、要求が繰り返され、問題は深刻化していきます。また、周囲の人や会社も巻き込まれるおそれがあります。</p> <p>他人に知られたくない事情であっても、勇気をもって上司や内部通報窓口にご相談してください。</p>	
問題 2	<p>学術書・研究書という名目で、高額な書籍の売り込みがあった。相手には「検討しておきます」と答えて穏便に帰ってもらった。</p> <p>○問題がある</p> <p>×問題はない</p>	<p>反社会的勢力と思われる団体から、学術書・研究書という名目で、書籍の売り込みがあった。相手には「検討しておきます」と答えて穏便に済ませた。</p> <p>○問題がある</p> <p>×問題はない</p>	<p>問題文・解説文を修正しています。</p> <p>問題文で反社会的勢力であることを示す修正のほか、解説文では受け答えの例示をより一般的な表現に調整しています。</p>

反社会的勢力への対応編_2015年6月

設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
解説 2	<p>学術書・研究書の名目での高額な書籍・雑誌などの売り込みは、反社会的勢力が企業に介入してくる一つの典型的パターンです。</p> <p>売り込みがあった場合は、はっきりと購入の意志のない旨を告げて断ってください。「購入を検討する」「役職者へ面談を取り次ぐ」といった、言質をとられるような受け答えは絶対に避けましょう。</p>	<p>書籍・雑誌などの売り込みは、反社会的勢力が、企業と関わりを持つための手段の一つです。</p> <p>売り込みがあった場合は、はっきりと購入の意思がない旨を伝える必要があります。「検討はしてみます」「上司に相談して考えます」といった、付け入る隙を与えるような受け答えは絶対に避けましょう。</p>	
問題 3	<p>会社に届いた宅配便を開封したところ、購入した覚えのない機関誌が入っていた。勝手に捨てると後々トラブルになるかもしれないので、念のため、キャビネットに保管した。</p> <p>○不十分な対応である ×十分な対応である</p>	<p>会社に見覚えのない定期発行の経済誌が宅配便で届いた。廃棄しようと思ったが、後々トラブルになるかもしれないので、しばらくキャビネットに保管することにした。</p> <p>○不十分な対応である ×十分な対応である</p>	<p>問題文・解説文を修正しています。</p> <p>開封だけでなく、開封せずに保管をしていた場合も受領となる旨を明確にし、問題文のシチュエーション、解説文の内容を調整しています。</p>
解説 3	<p>反社会的勢力が購読を取りつける手口として、高価な機関誌や図書を勝手に送り付けてくる場合があります。郵便や宅配便は、いったん開封すると受領とみなされます。</p> <p>そのような場合は、コンプライアンス担当部署に報告し、指示を仰いでください。</p> <p>一般的な対応方法として、万一開封してしまった場合は、購入の意志のないことを示す文</p>	<p>受け取ったり開封したりしただけでは売買契約は成立しません。しかしながら、そのまま保管しておく、購入したとして一方的に金銭を要求されるおそれがあります。見知らぬ配達物を受け取った場合は、放置せずに上司に報告、相談してください。</p> <p>送付者に明確な拒絶意思を示し、必要であれば返送し、事実を記録し、法務部やコンプライアンス部門に報告しましょう。</p>	

反社会的勢力への対応編_2015年6月

設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
	面と共に、配達証明郵便などで返送する等があります。		
問題 4	新規の取引先と取引を開始する際は、事前にインターネットや民間調査会社などのデータにあたり、相手が反社会的勢力と関係のないことを確認するようにしている。 ×そこまでする必要はない ○必要な行動である	新規に取引を開始するときは、相手が反社会的勢力と関係のないことをインターネット上や、民間調査会社からの情報で確認するようにしている。 ×そこまでする必要はない ○必要な行動である	問題文・解説文を修正しています。 問題文は語順の調整のほか、解説文ではリスクを軽減するための行動であることを明記しました。
解説 4	近年は、反社会的勢力への取り締まりが厳しくなっているため、これらが一般企業を装って活動するケースが増えています。 そのため、新規の取引先と取引を開始する際は、事前に可能な限りの情報にあたり、先方の身元をチェックすることは必要な行動といえます。	近年、反社会的勢力は、一般企業を装って活動するようになっていきます。 そのため、契約前に可能な限りの情報にあたり、先方に反社会的勢力の疑いがないかどうかの調査をすることは、リスク軽減のために必要な行動です。	

著作権(知的財産)編(その2)_2015年7月

設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
解説3	<p>ホームページのコンテンツ(文章、写真、図など)を著作権者の許可なくコピー・アンド・ペーストすると著作権の侵害となります。そのためインターネット上の情報を共有する場合は、ホームページのコンテンツそのものをコピー・アンド・ペーストするのではなく、URLなどを伝えるようにしましょう。</p> <p>※下記のルールに従えば、引用することができます。</p> <p>①既に公表されているものであること、②「公正な慣行」に合致すること、③「正当な範囲内」であること、④引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること、⑤「引用部分」が明確になっていること、⑥必然性があること、⑦出所の明示</p>	<p>著作権者の許可なく、メールにインターネット上の文章をコピー・アンド・ペーストしたり、写真・図などを添付して、共有したりすることは著作物の無断複製にあたり、著作権侵害となるおそれがあります。</p> <p>共有したい情報があるサイトのURLをメールで伝えることは、無断複製にあたらないので適切な情報共有方法であるといえます。</p> <p>※下記のルールに従えば、引用することができます。</p> <p>①既に公表されているものであること、②「公正な慣行」に合致すること、③「正当な範囲内」であること、④引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること、⑤「引用部分」が明確になっていること、⑥必然性があること、⑦出所の明示</p>	<p>解説文を修正しています。</p> <p>URLを共有する行為に問題がないことを強調する修正を行っています。</p>

労働基準法編(その2)_2016年10月

設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
問題1	「やりがいや充実感を持って働きながらプライベートの時間をもち、健康で豊かな生活を実現する」	「やりがいや充実感を持って働きながらプライベートの時間をもち、健康で豊かな生活を実現する」	<p>問題文・解説文を修正しています。</p> <p>問題文は問いが明確になるよう調整したほか、解説文</p>

労働基準法編(その2)_2016年10月

設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
	現する」という考え方をなんというのでしょうか。 ○ワーク・ライフ・バランス ×ワークシェアリング	という考え方を表す言葉は？ ○ワーク・ライフ・バランス ×ワークシェアリング	は生産性に関する言及を追記しました。
解説 1	仕事(ワーク)と生活(ライフ)との調和(バランス)の実現を目指した考え方が「ワーク・ライフ・バランス」です。 実現のためには定められた労働時間を守り、適正に休暇を取得するなど、労働基準法を順守した働き方が不可欠です。	仕事(ワーク)と生活(ライフ)との調和(バランス)の実現を目指した考え方が「ワーク・ライフ・バランス」です。 実現のためには、適正な休暇を取得させるなど、労働基準法を順守した働き方をさせる企業や社会全体の取り組みが重要です。 また、個々の従業員が、時間の効果的な使い方を意識して業務を行うことも大切です。	
問題 2	従業員の健康のため、毎朝、始業前にラジオ体操の時間(10 分間)を設けている。自由参加で、人事評価とは無関係だが、会社として参加を推奨している。 ○問題ない ×問題がある	従業員の健康のため、毎朝、始業 10 分前にラジオ体操の時間を設けている。自由参加で、給与や人事評価とは無関係だが、会社として参加を推奨している。 ○問題はない ×問題がある	問題文・選択肢・解説文を修正しています。 問題文は語順、選択肢は表現を調整したほか、解説文では問題がない理由をより強調し、内容が明確となるよう全体を調整しました。
解説 2	会社は労働契約で取り決めている時間内に限り、従業員に労働を指示することができます。 そのため、始業前や終業後などに、無報酬で労働にあたる行為をさせることはできません。 しかし、「推奨」や「自由参加」の場合は、これ	始業前のラジオ体操は、「自由参加」のため、会社の指揮命令下に置かれているといえず、労働時間に該当しません。また、給与や人事評価とは無関係であるので、参加の有無による不利益もなく、問題はありません。	

労働基準法編(その2)_2016年10月

設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
	<p>には当たらず、問題はありません。</p> <p>ただ、評価に影響するなど参加せざるを得ないような状況であれば、「暗黙の指示」とみなされる可能性があるため、注意が必要です。</p>	<p>ただし、人事評価に影響するなど、参加せざるを得ない状況であれば、労働時間に該当する可能性があるため、注意が必要です。</p>	
<p>問題 4</p>	<p>部下が3日間の有給休暇を取得することになった。</p> <p>取引先から問い合わせが入る可能性があるため、休暇中は毎朝11時頃に会社に電話を入れて対応してほしいと頼んだ。</p> <p>×適切な対応である</p> <p>○不適切な対応である</p>	<p>部下が3日間の有給休暇を取得することになった。</p> <p>取引先から問い合わせが入ったときのために、休暇中は毎日11時頃にメッセージアプリを確認してもし問い合わせがあったら、対応してほしいと頼んだ。</p> <p>×問題はない</p> <p>○問題がある</p>	<p>問題文・選択肢・解説文を修正しています。</p> <p>時代性を考慮し、問題文の連絡手段を電話からメッセージアプリに変更のうえ、より問題性が明確となるよう、全体調整を行っています。</p>
<p>解説 4</p>	<p>有給休暇を取得して会社を休むことは労働者の権利です。そのため、原則として休暇中に業務を行わせることはできません。</p> <p>部下や同僚が休暇を取得する場合は、本人が煩わされることなく休暇を過ごせるよう、あらかじめ業務を引き継いだり、分担するようにしましょう。</p>	<p>有給休暇中は、労働者の自由な時間でなければなりません。メッセージアプリを確認させることは、その自由な時間を制限することに該当します。</p> <p>部下や同僚が休暇を取得する場合は、本人が気にやむことなく過ごせるよう、あらかじめ業務を引き継いだり、分担したりするようにしましょう。</p>	

労働基準法編(その2)_2016年10月

設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
問題 5	<p>来週、展示会がある。その展示会のプロジェクトリーダーになっている部下から有給休暇を取得したいといわれた。</p> <p>表向きは「実家の事情」と言っているが、実際はコンサートに行くためだということを知っている。そこで「そんな理由での有給休暇は認められない」と答えた。</p> <p>×適切な対応である ○不適切な対応である</p>	<p>部下から、実家の事情を理由に有給休暇を取得したいと言われた。しかし、実際はコンサートに行くためだと知っている。そのため、有給休暇を認めなかった。</p> <p>×適切な対応である ○不適切な対応である</p>	<p>問題文・解説文を修正しています。</p> <p>問題文は事例を短縮しました。解説文は、そもそも有給休暇の取得理由を伝える義務がない点を追記して全体を調整しました。</p>
解説 5	<p>社員から出された有給休暇の取得申請について、会社側は目的が適切か不適切かといった判断をして、拒否することはできません。</p> <p>ただし、有給の取得が特定の時期に集中するなどして、会社が正常に事業を行えない場合、会社側には「時季変更権」が認められています。</p> <p>社員と協議して休暇取得の時期を前後にずらすなど、調整してください。</p>	<p>従業員の有給休暇取得に理由は問われません。また、理由を会社に伝える義務もありません。会社は、取得の申請を原則として拒否できません。</p> <p>ただし、多くの従業員の有給取得日が重なった場合など、会社の事業の正常な運営を妨げる場合に限り、会社は有給取得日を変更することができます。</p> <p>その場合、休暇取得の時期を前後にずらすなど、協議して調整する必要があります。</p>	

景品表示法編(その2)_2017年4月			
設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
問題1	実際には一部の商品は割引の対象外なのだが、「全品〇〇%OFF」という表示をしたチラシを作成した。 ○問題がある ×問題はない	一部商品を除き、ほぼ全品が対象になるので、「全品〇〇%OFF」という表示をしたチラシを作成した。 ○問題がある ×問題はない	問題文を修正しています。 改訂版では、「一部商品を除く」ことをより明確化になる表現としました。

相談窓口編(その2)_2018年3月			
設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
問題3	業務の中で、重大なコンプライアンス違反を見つけた。許しがたい内容だったので、会社の相談窓口ではなく、マスコミに訴えようと思う。× ×適切である ○不適切である	業務の中で、重大なコンプライアンス違反を見つけた。許しがたい内容だったので、会社の相談窓口ではなく、まずはマスコミに訴えようと思う。 ×適切である ○不適切である	問題文を修正しています。 問題文に「まずは」を挿入し、より正解・不正解を明確化しました。

SNS編(その2)_2019年11月			
設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
問題2	動画サイトやニュースサイトによくコメントを投稿している。匿名のアカウントを使っているし、「表現の自由」は憲法で保障されているので、多少過激な書き込みでも問題ない。	動画サイトやニュースサイトによくコメントを投稿している。匿名のアカウントを使っているし、「表現の自由」は憲法で保障されているので、多少過激な書き込みでも問題はない。	問題文・選択肢を微調整しています。

SNS 編(その2)_2019年11月			
設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
	<p>×正しい</p> <p>○正しくない</p>	<p>×問題はない</p> <p>○匿名でも問題がある</p>	

在宅勤務時の注意点編_2020年6月			
設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
問題 1	<p>週末、泊まりがけで実家に行くことになった。 業務に使用しているノートパソコンや書類をそのままにしておくのは心配なので、カギを掛けられる場所に収め、施錠してから出かけることにした。</p> <p>×そこまでする必要はない</p> <p>○適切である</p>	<p>週末、泊まりがけで実家に行くことになった。 在宅勤務で使用しているノートパソコンや書類を机の上に置いたままにしておくのは心配なので、カギを掛けられる引き出しに入れて、施錠しようと思う。</p> <p>×そこまでする必要はない</p> <p>○適切である</p>	<p>問題文・解説文を修正しています。</p> <p>問題文は状況が明確になるように修正し、解説では在宅勤務におけるセキュリティリスクの説明を追加し、調整しています。</p>
解説 1	<p>在宅勤務の際は、情報流出や盗難の防止には十二分に配慮してください。</p> <p>長時間、自宅を留守にする際は、パソコンや書類は机などの上に置いたままにせず、必ず施錠できる場所に保管しましょう。</p> <p>家庭用の金庫などを利用するのも、紛失や盗難の防止に有効です。</p>	<p>在宅勤務では、社外秘データの入ったPCや書類などの重要な情報を個人の自宅に置くことになります。</p> <p>空き巣による被害のおそれもあるため、長期間、自宅を留守にする際は、パソコンや書類を必ず施錠できる場所に保管しましょう。</p> <p>家庭用の金庫などを利用するのも、紛失や盗難の防止に有効です。</p>	

個人情報管理編(その3)_2022年3月			
設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
問題 1	<p>同僚が病気で入院したため、業務を引き継いで取引先に訪問した。同僚が休職したことを話したところ、心配した相手方から「〇〇さん入院されたんですか？何の病気ですか？」と尋ねられた。</p> <p>×無関係な相手ではないので、病名を伝えるべきである</p> <p>○本人の同意がない限り、病名を伝えてはいけない</p>	<p>病気で休職中の同僚の代わりに取引先に訪問した。同僚の休職を伝えたところ、心配した取引先の担当者から「〇〇さん入院されたんですか？なんの病気ですか？」と尋ねられた。</p> <p>×良好な関係の担当者なら、病名を伝えてよい</p> <p>○本人の同意がない限り、病名を伝えてはいけない</p>	<p>問題文・選択肢を修正しています。</p> <p>問題文は状況説明を簡潔にする修正、漢字の読みを明確にする修正を行ったほか、選択肢の表現を調整しています。</p>
問題 2	<p>個人情報を収集する際に、商品案内を送るために使うと明記して了承を得た。この個人情報にもとづいてダイレクトメールを送付したところ、ある送付先から、「何度も送付停止を依頼したが、まだ送付されている。今後は個人情報の利用を停止し、ダイレクトメールの送付をやめてほしい」と申し入れがあった。</p> <p>※2022年4月施行の改正個人情報保護法が、施行後の前提で回答ください</p>	<p>個人情報を収集する際に、商品案内を送るために使うと明記して了承を得た。この個人情報にもとづいてダイレクトメールを送付したところ、ある送付先から、「何度も送付停止を依頼したが、まだ送付されている。今後は個人情報の利用を停止し、ダイレクトメールの送付をやめてほしい」と申し入れがあった。</p>	<p>問題文を修正しています。</p> <p>「※2022年4月施行の改正個人情報保護法が、施行後の前提で回答ください」を削除しました。</p>

個人情報管理編(その3)_2022年3月			
設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
問題 3	<p>当社が不正アクセスを受け、顧客のクレジットカード番号が漏えいしたと判明した。このことを本人に通知するとともに、個人情報保護委員会にも報告する必要がある。</p> <p>※2022年4月施行の改正個人情報保護法が、施行後の前提で回答ください</p> <p>○正しい対応である</p> <p>×そこまでする必要はない</p>	<p>当社が不正アクセスを受け、顧客のクレジットカード番号が漏えいしたと判明した。このことを本人に通知するとともに、個人情報保護委員会にも報告する必要がある。</p> <p>○正しい対応である</p> <p>×そこまでする必要はない</p>	<p>問題・解説文を修正しています。</p> <p>問題文は「※2022年4月施行の改正個人情報保護法が、施行後の前提で回答ください」を削除し、解説文を調整しています。</p>
解説 3	<p>個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されます。</p> <p>「個人の権利利益を害するおそれ大きい場合」には、要配慮個人情報の漏えいや、財産的被害が発生するおそれがある漏えい、不正の目的をもって行われたおそれがある漏えい、1,000件を超える漏えいが挙げられます。</p>	<p>個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合には、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知義務があります。</p> <p>「個人の権利利益を害するおそれ大きい場合」には、要配慮個人情報の漏えいや、財産的被害が発生するおそれがある漏えい、不正の目的をもって行われたおそれがある漏えい、1,000件を超える漏えいが挙げられます。</p>	

労働基準法編(その3)_2023年3月

設問	変更前	変更後(改訂版)	説明
問題 3	<p>当社が運営する飲食店では、アルバイトスタッフの当日欠勤が多いことが問題になっている。そこで、アルバイトスタッフとの労働契約時に「当日欠勤する場合、1万円の違約金を支払わなければならない」といった条項を盛り込む案が出た。</p> <p>×問題はない ○問題がある</p>	<p>当店では、アルバイトスタッフの当日欠勤が多いことが問題になっている。そこで、アルバイトスタッフとの労働契約に「当日欠勤する場合、1万円の違約金を支払う」といった条項を盛り込むことにした。</p> <p>×問題はない ○問題がある</p>	<p>問題文・解説文を調整しています。</p> <p>問題文では問いをより明確にする調整を行ったほか、解説文では、身勝手な理由での当日欠勤への対処について追記する修正を行いました。</p>
解説 3	<p>労働基準法は、「使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない」と定めています。そのため、問題文のように違約金を予め規定しておくことはできません。</p> <p>また、身勝手な理由で当日欠勤をすることは避けるべきですが、体調不良や身内の不幸などやむを得ない場合もあります。当日欠勤に対して懲罰的な雰囲気をつくるよりも、欠勤者が出てカバーし合える職場作りに努めましょう。</p>	<p>労働基準法は、「使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない」と定めています。そのため、違約金をあらかじめ規定しておくことはできません。</p> <p>身勝手な理由での当日欠勤に対しては、注意指導を行い、改善を促してください。</p>	